

第1章 生涯学習

1 生涯学習と社会教育

(1) 生涯教育の提唱

1965年（昭和40年）12月、ユネスコ（国連教育科学文化機関）の第3回成人教育推進国際委員会において、ポール・ラングラン（フランスの教育思想家）がワーキングペーパーを提出したのが最初です。日本では、心理学者の波多野完治氏がこの概念を日本に紹介しました。当時、生涯教育の概念は、我が国の**社会教育**^{※1}に類すると解されたことから、当時の文部省では社会教育課が所管することになり、地方教育委員会でも、しばらくの間、多くは社会教育課が所管していました。そして、1987年（昭和62年）臨時教育審議会第4次答申が「生涯学習体系への移行」を提言してからは、生涯教育よりも生涯学習の用語が主流とされ、生涯学習は社会教育に代わる概念として用いられる傾向が強まりました。

社会教育^{※1}

「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。（社会教育法第2条「社会教育の定義」 S24.6）

(2) 生涯教育と生涯学習

ア 生涯教育について

- ◆ 生涯教育という考え方は、生涯にわたる学習の継続を要求するだけでなく、家庭教育、学校教育、社会教育の三者を有機的に統合することを要求しています。

（参考：社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育の在り方について」 S46.4）

- ◆ 生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を、相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方です。

（参考：中央教育審議会答申「生涯教育について」 S56.6）

イ 生涯学習について

- ◆ 学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これらを自ら選んで、生涯を通じて行うものです。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしいのです。（参考：中央教育審議会答申「生涯教育について」 S56.6）
- ◆ 「生涯学習」は、「生涯教育」を学習者の視点から捉え直した考え方・理念であると言われますが、これについては、昭和56年の中央教育審議会答申（「生涯教育について」）でも明らかにされているように、「生涯学習」が生涯にわたって行われる「具体的な学習活動」を指すものであるのに対し、「生涯教育」が「考え方・理念」を表すものであるので、同質の対称的な概念として両者を捉えることは適切ではありません。生涯教育という「考え方・理念」に対応する概念としては、改正教育基本法第3条に新たに規定された「生涯学習の理念」^{※2}が適切です。

（参考：中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について
～知の循環型社会の構築を目指して～」 H20.2）

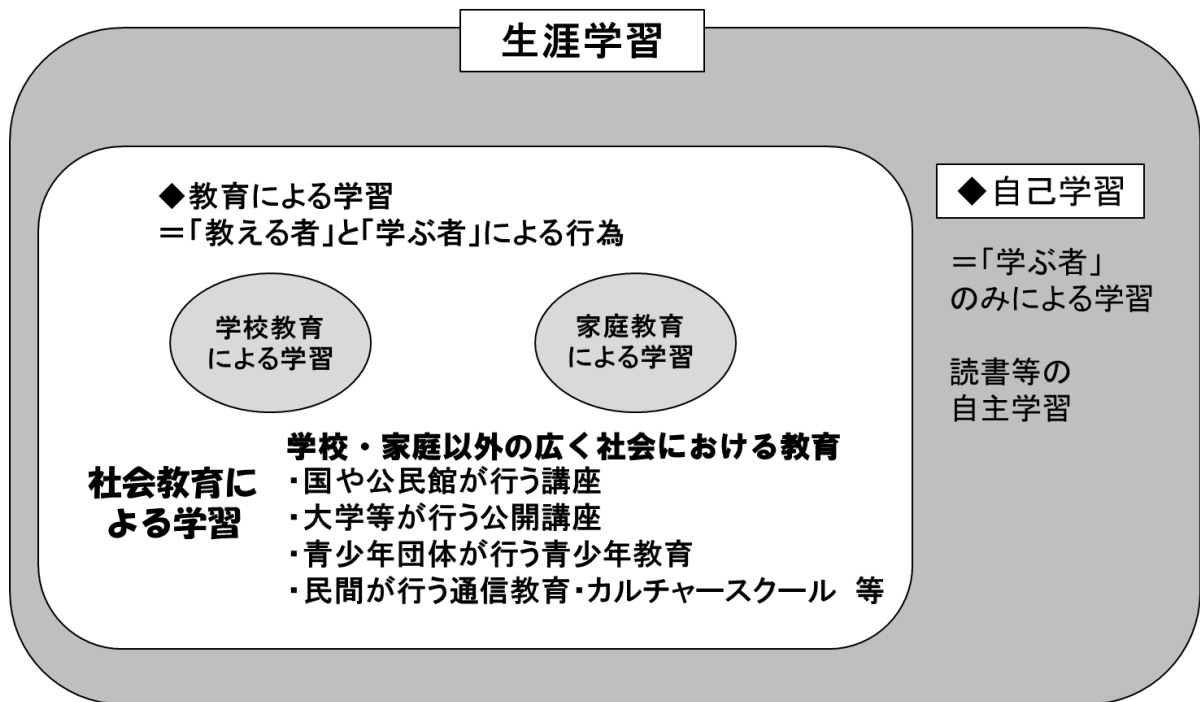
生涯学習の理念^{※2}

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育基本法第3条「生涯学習の理念」 H18.12）

- ◆ 生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意
思に基づいて行うことを基本とするものです。
- ◆ 生涯学習は、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯
を通じて行うものです。
- ◆ 生涯学習は、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人
々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中
でも行われるものです。 (参考:中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」 H2.1)

生涯学習は、社会教育の他、学校教育や個人の自主学习等も含み、社会教育より広い活動を対象とする概念です。生涯学習と学校教育・社会教育等の関係を示したものが、下図になります。



(3) 栃木県生涯学習推進計画（六期計画）2021～2025 ～とちぎ 学び 輝き プラン～

ア 基本目標 **学び、つながり、活躍できる人づくり**

イ 「とちぎの生涯学習」の3つの方向性

(ア) 【自立】 **自己を高める**

県民一人一人の個性や能力をのばし、自立して人生を切り拓いていく生涯学習の推進

(イ) 【協働】 **多様な主体がつながり、参画する**

多様な主体の連携・協働を促す生涯学習の推進

(ウ) 【創造】 **活力ある地域を創る**

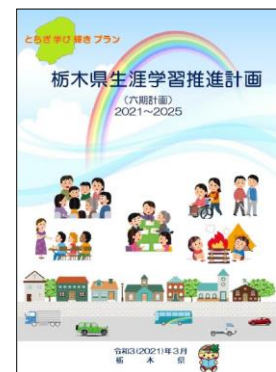
県民一人一人のふるさとへの愛着を育み、地域の持続的発展を
図る生涯学習の推進

ウ 3つの基本施策

(ア) 生涯にわたる学びの機会の充実

(イ) 学びを高めるつながりづくり

(ウ) 学びを生かした地域づくり



(参考: 栃木県生涯学習推進計画（六期計画）～とちぎ 学び 輝き プラン～)

2 ふれあい学習の推進

(1) ふれあい学習とは

本県では、子供同士、大人同士、子供と大人、そして幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動を「ふれあい学習」として推進しています。

ふれあい学習は、これらの活動を通して、学校・家庭・地域社会が連携・協力し、子供の「生きる力」を育みながら、「家庭と地域の教育力の向上」を目指すための地域づくりを目的とした取組です。

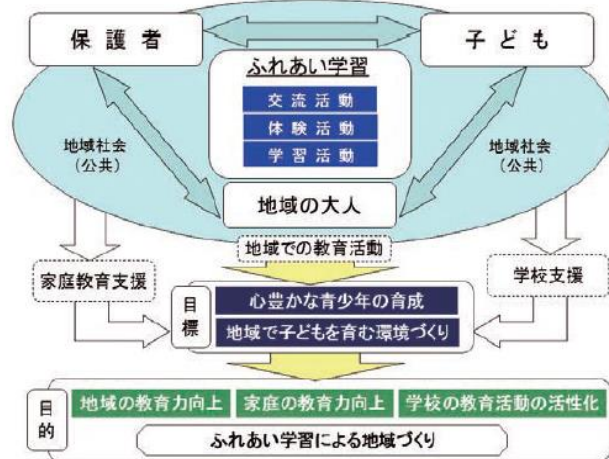
【ふれあい学習の概念図】

ア 取組の推進

(ア) 「ふれあい学習」の現状の把握や評価を基に、全県的な推進方を企画し、各市町や公民館、関係機関等へ情報・資料提供等を行い、取組の充実を図る。

(イ) 幅広い地域住民や企業・団体等のネットワークづくりを支援し、各地域で実施される「ふれあい学習」の取組に、より多くの人々の参画を促す。

(ウ) 子供との関わりの中で、ともに大人も学び合い育ち合う活動の充実に向けて、地域の様々な教育活動に携わる関係者の資質の向上を図るための研修を充実させる。



イ 学校と地域の連携・協働の推進

(ア) 社会に開かれた教育課程の実現に向けて、「**地域とともにある学校**^{※1}」づくり及び、**地域学校協働本部**^{※2}等の学校を支える地域の組織体制整備を支援する。

(イ) 学校と地域の総合的な調整を担う地域コーディネーターや**地域学校協働活動推進員**^{※3}の養成に努めるとともに、活動の充実につながる情報提供等の支援を行う。

(ウ) 学校と地域が連携・協働した活動を効果的・効率的に推進するため、地域連携教員をはじめ、教員を対象とした研修及び情報の提供を行う。

ウ 家庭教育への支援

(ア) 家庭教育支援プログラム等を活用した家庭教育に関する学習の機会を市町と連携して提供するため、家庭教育支援プログラム指導者研修を実施し、指導者の養成を図る。

(イ) 家庭教育を支援するための学習活動や相談活動を行う家庭教育オピニオンリーダーを養成し、子育て中の保護者に対する支援を行う。

(ウ) 子育てや家庭教育に悩みや不安をもつ保護者や、いじめなどの問題を抱えている子供が、いつでも相談できる体制を整える。

(※1) **地域とともにある学校** 地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む学校。「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」(2015 中央教育審議会)において推進の必要性が示された。「地域とともにある学校」づくりを進める有効な仕組みとして、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置がある。

(※2) **地域学校協働本部** 多くの地域住民、団体等が参画し、それぞれがつながりを持ちながら、地域と学校が目標を共有して行う双方向の「連携・協働」型の活動を行う体制。

(※3) **地域学校協働活動推進員** 社会教育法第9条の7に基づき、教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言などを行う者。

(参考: 栃木県教育振興基本計画 2025—とちぎ教育ビジョン—R3.2)

(2) ふれあい学習推進のための様々な取組

本県では、次のような様々な取組を行い、ふれあい学習の推進に大きな効果を上げています。

ア ふれあい学習出前講座

ふれあい学習推進の一環として、学校の教職員を対象とした現職教育や保護者を対象とした家庭教育学級、公民館等で以下のような講座を実施しています。依頼内容に応じて様々な講座に対応します。各講座には、那須教育事務所ふれあい学習課職員を派遣します。

分野	講座内容
人権教育	○よりよいコミュニケーションをとるために ○性の多様性等の理解 等
家庭教育	○子供のいいところを伸ばそう ○思春期の子供との向き合い方 等
地域連携	○学校と地域の連携・協働について 等



ふれあい学習課HP

イ 児童生徒文化関係事業

児童生徒を対象に本物の芸術に触れる機会を提供し、豊かな情操の涵養と芸術活動への参加機運を醸成することを目的とします。本年度の実施状況は、下表のとおりです。

事業名	内容
栃木県巡回公演事業（演劇）	劇団らくりん座「あらしのよるに」
移動音楽教室事業	三輪郁 ピアノトリオコンサート
文化芸術による子供育成総合事業（巡回公演事業）	オーケストラ、ミュージカル、現代舞踊、歌舞伎・能楽 等



栃木県巡回公演事業（演劇）



移動音楽教室事業



巡回公演事業（能楽公演）

ウ とちぎ子どもの未来創造大学推進事業

(ア) とちぎ未来大使「夢」講座

県内外で活躍する「とちぎ未来大使」を講師に迎え、中学校時代の経験や自らの目標を達成した過程等を講話や実演、交流等を通して中学生に伝えることにより、中学生が自分の「夢」について考える機会を提供します。



「とちぎ未来大使」による講座

(イ) 「本物」体験講座

小学4年生～中学3年生の児童生徒を対象に、県内の高等教育機関、民間企業等と連携しながら、子供たちに「本物」に触れる学習機会を提供します。講座には、実施機関を会場にして行う「現地講座」と、市町の公民館等に実施機関の講師が出向いて行う「出前講座」があります。参加希望する児童生徒は、とちぎ子どもの未来創造大学ホームページ又は各機関ホームページから申し込みます。

エ その他

- ・地域連携教員研修
- ・地域コーディネーター養成研修
- ・人権教育指導者一般研修
- ・ふれあい学習ネットワーク
- ・頑張る学校・地域！応援プロジェクト
- ・PTA指導者研修
- ・不登校児童生徒支援事業
- ・ホットほっと電話相談、メール相談 等

3 学校と地域が連携・協働した活動の推進

(1) 地域と連携した活動を進めるために

ア 地域連携教員

地域連携教員設置の目的は、地域連携に関する学校側の窓口を明確にすることで、連携活動を進めていく上での校内体制を整備し、学校と地域が連携した教育活動を効果的・効率的に展開していくことです。それにより、児童生徒の学習意欲や学力、社会性の向上等、児童生徒の生涯にわたって生きる力を育むとともに、「地域とともにある学校づくり」を目指していきます。

地域連携教員の設置に関する指針（平成 26 年 2 月 14 日栃木県教育委員会教育長決裁）より抜粋

第 1 目的

各学校に地域連携に携わる教員を「地域連携教員」として設置することにより、学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開することを目的とする。

第 3 指名

地域連携教員は、対象校の教職員であって、次に該当する者のうちから、所属校の校長が指名し校務分掌に位置づける。

- (1) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 9 条の 4 に規定する社会教育主事の資格を有する者
- (2) 校長、教頭でない者
- (3) 学校の状況により、(1)(2)の要件を満たす者を指名できない場合には、教頭も含め以下の要件を満たす教員を指名する。
 - ① 地域と関わる教育活動に積極的に取り組み、力を発揮していると認められる者又は学校と地域との連携において優れた実践力を有すると認められる者
 - ② 学校と地域との連携の重要性を十分に理解し、地域連携業務を推進する意欲を有すると認められる者

第 4 職務

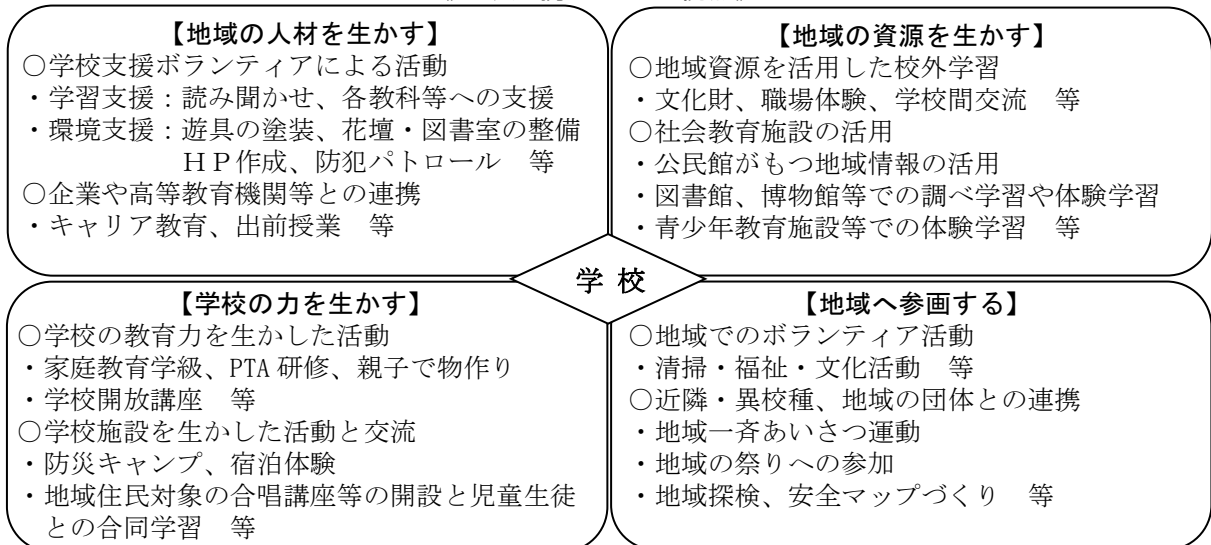
地域連携教員は主に次の業務を行うものとする。

- (1) 学校と地域が連携した取組の総合調整に関すること
- (2) 学校と地域が連携した取組の連絡調整や情報収集に関すること
- (3) 学校と地域が連携した取組の充実に関すること

イ 地域連携の視点

教育目標や活動のねらい等を踏まえ、以下の 4 つの視点から活動の充実を図りましょう。

《地域連携の 4 つの視点》



「地域連携教員のための手引き書」(H29.3 県教委)より

これら 4 視点全てに取り組みなければならないということではなく、学校の状況等を踏まえ、効果的な活動を取り入れていくことが大切です。

(2) 総合調整に関すること

各校における地域連携活動を効果的・効率的に推進するためには、地域連携教員を中心に学校全体の状況を把握し、活動の企画・運営をしていく必要があります。

そして、地域連携教員は、「プランナー（企画者）」として学校全体の地域連携活動のマネジメントや体制づくり等の役割を担います。

ア 地域連携に関する計画の作成及び見直し

各計画（「地域連携推進計画」「生涯学習全体計画」「年間活動計画」「地域人材連携活動計画」等）の確認や見直しを学校全体で進めることが、全教職員の共通理解を図ることに繋がります。

【年度始め】

- ・推進目標、努力点及び具体策、活動計画を確認します。
- ・教科・領域等の年間活動計画に、地域連携活動が位置付けてあるか確認します。



【年度末】

- ・地域連携活動に関する事後評価や学校評価を活用して、課題を明確化し、計画を見直します。
- ・教科・領域等の年間活動計画の地域連携活動を見直します。
- ・校内のニーズ調査を実施し、「4つの視点」[p. 97(1)イ参照]を活用して、必要があれば新たな活動を導入します。
- ・次年度の校内研修に地域連携に関する研修を位置付けます。

イ 地域連携に関する校内研修の企画・運営

地域連携活動は、学校全体で取り組んでいくことが求められます。そのため、学校の実態に応じた校内研修の実施が必要不可欠です。校内研修を実施することにより、教職員間の共通理解が図られ、組織力の向上につながります。

(ア) 主な内容例 【 】は研修方法例

○地域連携の経緯や意義について 【外部の専門職員等による講話】

- ・法令や答申等の流れの確認
- ・生涯学習社会における学校教育
- ・地域とともにある学校づくり
- ・学習指導要領での位置付け
- ・子供の生きる力と地域連携
- ・学校・家庭・地域の連携の意義 等

○地域連携の体制づくりについて 【担当や関係職員による説明】

- ・情報の収集・発信の方法
- ・校内の環境整備（地域連携コーナーの設置や地域活動ルームの整備 等）
- ・学校支援ボランティアの受入れ体制
- ・地域連携についての共通理解
- ・近隣の学校との連携体制 等

○地域連携に関する活動づくりについて

- ・教科・領域等における地域連携活動の在り方 【事例研究】
- ・地域理解の促進（歴史、文化、自然、産業、施設、企業 等） 【フィールドワーク】
- ・計画や活動の成果と課題の検証 } 【付箋紙の活用・ワークショップ】
- ・地域資源の活用方法 等

(イ) その他

「朝の打合せでの伝達」、「資料の印刷配付（大切なポイントや自校で活用できる点に下線を引くなど）」、「研修した技能の伝達」、「校内の地域連携コーナーへの掲示」、「共用の情報ファイルへの収集」等、短時間で共通理解を図れる方法もおすすです。

(3) 連絡調整や情報発信・収集に関すること

「地域とともにある学校づくり」を進めていくためには、地域コーディネーター等と連絡調整をしたり、学校と地域が情報を共有したりすることが必要不可欠です。

地域連携教員は「コーディネーター（調整者）」として、教職員・地域コーディネーター等の地域人材と連携しながら、地域連携に関する連絡調整や情報の収集・発信を進めていきます。

ア 地域連携に関する活動の連絡調整

活動の目的や内容を明確にして、連絡調整を行います。また、授業に関する具体的な連絡調整は授業担当者が中心になって行うことが多いため、授業担当者への支援も大切です。

【連携先の例】

- ・地域コーディネーター、地域学校協働活動推進員、学習支援ボランティア
- ・公民館、地域コミュニティ、自治会、育成会 ・博物館 ・美術館 ・図書館
- ・郷土資料館 ・社会福祉協議会 ・家庭教育オピニオンリーダー
- ・近隣の小・中・義務教育学校、県立学校の地域連携教員 等

具体的な調整へ

【連絡調整方法の手順】

①依頼内容（必要な人材、活動日、活動内容等）の連絡

直前の連絡にならないよう、日程にゆとりをもつことが大切です。

②事前打合せの日程調整

学校支援ボランティア等が決まれば、授業担当者が調整することもできます。

③打合せ用紙の活用

学習のねらい・当日の流れ・学校支援ボランティアの活動等、記録に残すことで思い違いや確認不足等のトラブルを防ぐとともに、情報を次年度に繋げるねらいもあります。

イ 地域連携に関する情報発信・収集

学校と地域がお互いの情報を共有することは、活動の充実に繋がります。そのためには、年間を通して効果的に進めることができるよう、発信・収集する内容や方法等について工夫することが大切です。

【学校から発信】

管理職、学年主任、情報教育担当等、校内で連携を図りながら進めましょう。

〈学校から提供する情報の例〉

- ・児童生徒の学習や生活の様子
- ・地域連携に関する取組
- ・学校支援ボランティア等、地域に依頼したい支援について 等

〈発信の方法や機会の例〉

- ・学校のホームページ
- ・学校だより、学年だより
- ・授業参観日、学校公開日
- ・掲示板の活用（地域連携コーナー）等

【地域から収集】

PTA 会長、地域コーディネーター、公民館等と連携を図ることで、地域の情報を得やすくなります。

〈地域から提供してもらう情報の例〉

- ・自治会等、地域の活動団体の状況
- ・地域の文化財、社会教育施設について
- ・地域の人材情報 等

〈収集の方法や機会の例〉

- ・専門部、学年部会、地区懇談会
- ・学校運営協議会や地域学校協働本部会議
- ・地域カレンダー、地区だより 等

県教委ホームページでは、「地域連携教員のための手引き書」をはじめ、地域連携に関する参考資料を御覧いただくことができます。



(4) 特色ある取組

ア 大田原市立親園中学校【中学校区統一の情報通信機器使用に関するルールづくり】

スマートフォンや通信型ゲーム機等、情報通信機器の普及により、様々な問題が増えています。本校も例外ではなく、生活習慣の乱れや対人関係でのトラブルが顕在化しており、ルール策定の必要性が高まっていました。しかし、情報通信機器を実際に使用する場面のほとんどは家庭であり、また、兄弟姉妹のいる家庭が多いことから、本校だけでなく本校区全体として、地域ぐるみでのルールづくりが有効ではないかと考えました。

(ア) 学校運営協議会への提案に向けて

本校区としてのルールを策定するに当たり、指導の中心である児童指導主任・生徒指導主事と、ルールづくりを児童会・生徒会主体で進めるために児童会・生徒会担当教員を核として、「担当者会議」を組織しました。そして、学校運営協議会への提案を目指し、まずは現状の把握を行いました。

情報通信機器使用に関するルール策定を、学校運営協議会に提案するまで
① 小中一貫校長会議にて、ルール策定についての合意、共通理解。
② 第1回担当者会議で、情報通信機器使用に関するアンケート項目を検討。
③ 本校生徒会長から区内各小学校へ、アンケートの趣旨についてのメッセージ放映。
④ 児童生徒アンケートの実施：各学校で集計。 各学校保護者アンケートの実施：保護者は「Google form」を通して回答、本校にて集計。
⑤ 第2回担当者会議にて、アンケート結果を分析。
⑥ 第2回学校運営協議会で、本校区ルールの策定を提案、承認。ルール策定の方向性を決定。

アンケート結果の分析を基に、学校運営協議会では、「時間」「場所」「使い方」の3項目について、本校区としてのルールを策定するという方向性について確認しました。



学級活動での話合いの様子

(イ) ルール完成まで

学校運営協議会での承認後、各校ホームページにてアンケート結果を公開しました。そして、児童生徒や保護者だけでなく、地域の方々に向けてもルールの公募を行いました。

情報通信機器使用に関するルールの公募から完成まで
① ルールの公募 【児童生徒】各クラスで話合いを実施（小学校は4年生以上）、結果を本校生徒会へ報告。 【保護者】保護者宛て文書を配付、本校ホームページに専用フォームを設置して意見を募集。 【地域】本校生徒会がルール公募のチラシを作成し、各地域の回覧板等で周知。 本校ホームページに専用フォームを設置して意見を募集。
② 本校生徒会により、「親園中学校区情報通信機器使用に関するルール」原案作成。
③ 第3回担当者会議にて、原案の最終調整。
④ 小中一貫校長会議にて、原案完成。
⑤ 第3回学校運営協議会にて協議、決裁。

(ウ) ルールづくりを通して

完成したものを共通ルールとして、最終的には各家庭で相談してルールを決めることを強調しています。また各学校でも、折に触れてルールを確認することで、児童生徒の意識を高めることができました。そして何より、地域ぐるみでのルールづくりを通して、保護者や地域の方々と共に、児童生徒を取り巻く問題について考えることができたと思います。



情報通信機器使用に関するルール（本校HP）

イ 那須町立東陽小学校【地域学校協働活動の推進に向けた地域連携教員の取組】

本校は、平成 28 年に 3 校の統合により開校し、本年度で 6 年目になります。同時に、地域住民や保護者による児童の学びを支援する応援隊（学習・環境・読書・運動）の活動も、6 年目になりました。この活動を通して学校と地域が繋がることにより、児童の学びが充実し、社会性や豊かな心が育まれると考え、より充実した地域学校協働活動の推進に取り組んでいます。

ここでは、地域学校協働活動を推進するための地域連携教員の取組を中心に紹介します。



P T A ・環境応援隊合同奉仕作業

(7) 地域連携教員としての取組と工夫

地域連携教員の職務	具体的な取組や工夫
総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議等での情報提供…年度当初、「地域連携活動年間計画」の確認、説明を行い、地域連携の大切さ・メリットについて全職員での共通理解を図る。学校支援ボランティア名簿を全職員へ配布。 ・地域連携に関するニーズの調査…「応援隊要請カード」を教職員に提出してもらい、地域連携会議に諮る。
連絡調整や 情報収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡調整…毎月 1 回、地域教育コーディネーター、地域連携教員、事務職員、用務員による地域連携会議を実施。会議後、各活動の担当教員に報告する。 ・情報発信…地域学校協働活動に関する情報は、学校長と連携しながら、ホームページ及び「地域連携・学校運営協議会だより」（地域にも回覧）を中心に発信する。 ・地域連携に関する説明…P T A 全体会で地域学校協働活動について説明し、理解を深める。
取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・評価・改善…学校評価において、地域学校協働活動について評価し、改善を行う。

(4) 地域学校協働活動の成果

【児童にとって】

地域の方とふれあう機会が増え、学校・保護者・地域住民に見守られることで、自尊感情や自己肯定感が醸成されるなど、豊かな心が育まれるとともに、コミュニケーション能力が身に付きました。

【地域にとって】

読書支援、環境整備等において、知識や技術、経験等を生かすことで、生涯学習活動の充実に繋がりました。

【学校にとって】

P T A や地域への情報発信により、地域連携の重要性、学校運営協議会の役割についての理解が深まり、地域学校協働活動に協力的な人が増えました。また、地域がネットワークを生かして校外学習等の計画・立案を行うことにより、教師の負担軽減に繋がりました。



4、5、6年縦割り班校外学習

(7) 今後に向けて

持続可能な社会の担い手の育成を目指して、ふるさとの自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会を充実させたいと考えています。そのために、教職員及び保護者への地域連携に対する重要性の理解を深めるとともに、地域人材の発掘を行い、地域学校協働活動の更なる推進を図っていきます。

ウ 那須塩原市立三島小学校【学校支援ボランティアと協働するクラブ活動】

本校は、国道沿線の商業地区と住宅街に囲まれ、多くの児童が通学する大規模校です。豊かな地域資源（ひと・もの・こと）に恵まれ、以前から地域と密着した教育活動が展開されており、「地域とともにある学校」づくりが推進されてきました。平成30年度からは地域学校協働本部が設置され、より充実した地域学校協働活動が展開されています。

ここでは、地域学校協働活動の取組の一つとして、学校支援ボランティアと協働するクラブ活動について紹介します。

(ア) 地域の力をクラブ活動に

地域学校協働本部の設置をきっかけに、地域の力をクラブ活動に取り入れることを検討しました。学校支援ボランティアと協働することで、これまでにない多様な活動が可能になることから、クラブ担当者が地域学校協働活動推進員に相談をしました。

クラブ活動の内容から地域人材に繋げてもらう方法と、地域人材の情報からクラブ活動の内容を決定する方法の2通りの方法があります。いずれの方法も、地域学校協働活動推進員の豊かな情報源（ネットワーク）により、実現可能となりました。

(イ) クラブ活動の実践例

クラブ活動の実践例として、調理クラブでは本格的な料理や和菓子作りなど、自然体験クラブではロープワークや火起こしなどの野外活動を、学校支援ボランティアの方々が指導してくださいました。

下表は、令和元年度に学校支援ボランティアと協働したクラブ活動の主な活動内容をまとめたものです。

クラブ活動名	主な活動内容
調理	和菓子、チョコムース、炊き込みご飯、まゆ玉作り（どんど焼き用）
自然体験	火起こし、ロープワーク、テント張り、巣箱作り、丸太切り
科学・実験	べっこう飴作り、スライム作り、プログラミング
囲碁将棋	囲碁、将棋
工 作	竹とんぼ作り、ミニ黒板作り
文 化	茶道、生け花、浴衣の着付け
絵画イラスト	絵手紙
手芸編み物	手芸、編み物



和菓子作りの様子



ロープワークの様子

(ウ) 学校支援ボランティアがクラブ活動に入ることによる効果

児 童	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だけでは体験できない活動ができ、意欲的に取り組むことができた。 ・専門的な指導を受けることにより、様々な技術が習得できた。 ・学校支援ボランティアとふれあうことで、地域のよさを実感できた。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで得た知識や技能を、クラブ活動の指導に生かされた。 ・児童とふれあうことでやりがいを感じ、充実した活動に繋げることができた。

(エ) 今後に向けて

学校支援ボランティアとの協働により、児童にとって充実したクラブ活動を展開することができました。しかし、本地域には魅力的な地域資源（ひと・もの・こと）が、まだまだ埋もれています。今後も地域学校協働本部及び地域学校協働活動推進員との連携・協働を大切にしながら、児童に様々な人々との出会いや体験等の場が提供できるよう、クラブ活動をはじめとした地域学校協働活動の充実に努めたいと思います。

Q 1 「社会に開かれた教育課程」とは、どのようなことですか？

A 1 よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創っていくこと、そしてそれを学校と社会とが連携しながら実現していくことが「社会に開かれた教育課程」という理論です。

〈社会に開かれた教育課程〉

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育てていくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

学校での教育課程の実現状況を評価・改善し、次年度の計画を行うというPDCAサイクルのもと、社会のニーズに応じた教育課程編成を行い、その目標を社会と共有し、連携・協働によってその実現を図りましょう。

Q 2 「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、どのようなことをすればよいですか？

A 2 「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントの確立が求められます。

〈これからのカリキュラム・マネジメントの3つの側面〉

- | | |
|-------------------|-------------|
| ①教科横断的な視点 | 【教育活動の改善】 |
| ②PDCAサイクルの確立 | 【教育内容の質の向上】 |
| ③学校内外の人的・物的な資源の活用 | 【資源の効果的な活用】 |

取組例は、以下のとおりです。

【学校全体で】

- 熟議やそれに相当する機会を設け、育てたい資質・能力等を、教育課程を介して社会と共有する。
- 子供たちを育てていくために、社会と連携・協働する。
- 校長のリーダーシップの下、学校全体で取り組んでいく。
(校内組織や地域との関係の構築・地域教育力の活用等)

【地域連携教員として】

- 地域連携活動を精選し、地域連携推進計画や地域人材リスト（地域人材や教育資源をまとめたもの）を整える。

Q3 「地域とともにある学校」への転換とは、どのようなことですか？

A3 これまでの「開かれた学校」は、その主体が学校であったことに対して、「地域とともにある学校」の主体は、学校と地域となります。その推進に向けては、地域住民や保護者が学校運営に積極的に参画できる体制づくりが求められます。

学校が抱える様々な課題に対応するには、学校と地域がパートナーとして、相互補完的に連携・協働していくことが必要となります。

「開かれた学校」の取組

- ・地域に対して、積極的に情報を発信する。
(学校公開、学校だより、ホームページ 等)
- ・地域の教育力を生かしたり、家庭や地域社会の支援を受けたりする。
(学校支援ボランティア、読み聞かせ 等)
- ・学校施設の開放や学習機会の提供を積極的に行う。
(生涯スポーツにおける体育館や校庭の貸出 等)

今後は  更に

「地域とともにある学校」の取組

- ・地域の声を積極的に学校運営に取り入れていく。
(学校運営協議会の設置、地域学校協働本部の取組 等)
- ・家庭・地域と「協働」していくことで、サポーターからパートナーとしての連携・協働による双方向の関係を目指す。
(合同避難訓練の実施、公民館と合同文化祭の実施 等)
- ・地域の教育資源を積極的に活用することで、地域へ活動の場を広げる。
(奉仕活動の取組、地域行事への参画 等)

教育計画の中の文言を「開かれた学校」から「地域とともにある学校」に見直しましょう。

〈参考〉

社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、学校は、地域社会の中でその役割を果たし、地域と共に発展していくことが重要であり、とりわけ、これからの公立学校は、「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことを目指して、取組を推進していくことが必要である。すなわち、学校運営に地域住民や保護者等が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことが求められる。

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）より」

H27.12